

令和元年度 墨田区 就学相談委員会 名簿

	氏名	所 属	電 話 番 号	備 考	
1	委 員	江口 千穂	第二寺島小学校	3614 - 3881	特別支援学級 (固定制) 設 置 校 長 電話は校長室
2	"	杉浦 伸一	墨 田 中学校	3625 - 2488	
3	"	水谷 光一	緑 小学校	3634 - 8209	
4	"	新村 出	外 手 小学校	3622 - 0732	
5	"	寺崎 康子	中 和 小学校	3634 - 8221	
6	"	山田 明	業 平 小学校	3622 - 1743	
7	"	清水 雅也	第四吾孺小学校	3611 - 6200	
8	"	浮津あゆみ	隅 田 小学校	3612 - 0666	
9	"	西村 均	本 所 中学校	3622 - 5870	
10	"	織部 明広	豎 川 中学校	3622 - 9637	
11	"	松井 隆	寺 島 中学校	3617 - 3840	
12	"	川中子登志雄	第三吾孺小学校	3617 - 9001	設 置 外 校 長 電話は校長室
13	"	横山 公一	立花吾孺の森小学校	3618 - 4913	
14	"	三好 恵美	緑 小学校	3634 - 2367	特別支援学級 (固定制) 担 任 教 諭 電話は学級直通
15	"	近藤 真紀	外 手 小学校	3625 - 3468	
16	"	加藤小百合	中 和 小学校	3634 - 7550	
17	"	本多 千里	業 平 小学校	3625 - 9070	
18	"	仁平 浩正	第四吾孺小学校	3617 - 5145	
19	"	新井 真紀	第一寺島小学校	3614 - 0108	
20	"	中川 慎也	第二寺島小学校	3614 - 3465	
21	"	唐木 成仁	隅 田 小学校	3614 - 0205	
22	"	青木 理恵	墨 田 中学校	3625 - 0369	
23	"	大橋 一道	本 所 中学校	3625 - 1643	
24	"	早川 和子	豎 川 中学校	3625 - 2740	
25	"	松永 憲介	吾孺第二中学校	3619 - 1160	
26	"	岩崎 敏雄	寺 島 中学校	3617 - 5820	
27	"	鈴木香菜子	桜 堤 中学校	3614 - 2968	難聴言語学級担任
28	"	松井 歩	言 問 小学校	3625 - 5204	聴覚障害学級担任
29	"	三木 潤子	外 手 小学校	3625 - 0310	特別支援教室 巡回教員及び 情緒障害等 学級担任 電話は学級直通
30	"	宮田 奈々	錦 糸 小学校	3625 - 0831	
31	"	媚山 慎一	第三寺島小学校	3612 - 0626	
32	"	菅野 紀子	中 川 小学校	3614 - 3350	
33	"	細田 美貴	梅 若 小学校	3614 - 0788	
34	"	橋本香峯子	吾孺立花中学校	3617 - 7956	
35	"	森田 浩子	曳 舟 幼稚園	3614 - 6867	
36	"	長野 美映	横川橋 保育園	3622 - 3323	保 育 園 園 長
37	"	山田 佐登留	東京都児童相談センター	5937 - 2302	専 門 医 師
38	"	田村明子/谷真由美	墨田特別支援学校	3619 - 4851	都立特別支援学校 教 諭
39	"	丸吉 南海	城東特別支援学校	3683 - 6230	
40	"	根本萌香/秋江直子	墨東特別支援学校	3634 - 8431	
41	"	篠田 美香	療育相談 みつばち園	5608 - 3715	すみだ福祉保健センター
42	"	古口 陽子	療育相談 にじの子	6657 - 2619	すみだステップハウスおおぞら
43	"	橋本 悟美	教 育 相 談 室	5247 - 2012	教育相談室心理士
44	"	西村 克己	学 務 課 長	5608 - 6303	事 務 局
45	"	浪江 泰弘	指導室指導主事	5608 - 6307	
46	"	土井 富夫	教職員研修室	3623 - 5436	
47	"	草薙 京子	学務課給食保健就学相談担当主査	5608 - 6304	
48	"	中村加奈美	学務課給食保健就学相談担当主事	5608 - 6304	
49	"	小野島敏夫	" 就学相談員	5608 - 6304	
50	"	木内 克明	" 就学相談員	5608 - 6304	
51	"	細木 隆	" 就学相談員	5608 - 6304	
52	"	間瀬 裕美	" 就学相談員	5608 - 6304	

墨田区就学相談委員会に関する要綱

平成3年4月9日

3 墨教学第33号

(目的)

第1条 心身の障害等により、教育上特別な支援が必要な児童及び生徒（以下「心身障害児」という。）に対しそれぞれの障害に配慮した教育を保障するため、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した墨田区就学相談委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 心身障害児の就学に関し、相談、観察、診察等（就学相談等という。）を実施し、適切な教育支援について、審議判定すること。
- (2) 心身障害児の転学に関する適切な教育支援について、審議判定すること。
- (3) その他、心身障害児の就学後の教育相談（継続相談）等に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、教育委員会が次に掲げる職にある者の中から、委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 区立小中学校の特別支援学級設置校長
- (2) 区立小中学校長
- (3) 区立小中学校の特別支援学級担任教諭
- (4) 区立小中学校の言語・難聴学級担任教諭
- (5) 区立小中学校の情緒障害等学級担任教諭
- (6) 墨田区教育委員会事務局非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件に関する要綱（昭和56年4月1日56墨教庶発第110号）に基づく教育相談室員
- (7) 区立幼稚園教諭
- (8) 区立保育園長
- (9) 都立特別支援学校教諭
- (10) 医師
- (11) その他教育委員会が特に必要と認めた者
- (12) 墨田区教育委員会事務局職員

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

- 2 役員の選出は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、総括する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(小委員会)

第6条 委員会のもとに、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 小委員会は、委員長が指定する事案に関する就学相談等を担当する。

(報告)

第7条 委員会は、審議判定した事項については、速やかに、教育委員会へ報告するものとする。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会事務局学務課に置く。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成3年5月1日から適用する。
- 2 墨田区就学相談委員会設置要綱(昭和58年7月1日 58墨教学発第759号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

平成30年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

〔墨田区教育委員会〕平成31年3月25日 実施分

- 1 学校数 小学校(25)校、中学校()校、義務教育学校() 中等教育学校()校
特別支援学校()校
卒業式実施校数
小学校(25)校、中学校()校、義務教育学校() 中等教育学校()校
特別支援学校()校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず 会場内掲揚	エ 舞台上 使わず 会場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	校	校	校	校	25校	校	校
中学校	校	校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テーブ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	25校	校	校	25校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	校	校
中学校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	又 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒(在校 生も含む。)が 正面を向 いて着席
小学校	25校	校	校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

平成30年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

〔墨田区教育委員会〕平成31年3月20日 実施分

- 1 学校数 小学校()校、中学校(10)校、義務教育学校() 中等教育学校()校
 特別支援学校()校
 卒業式実施校数
 小学校()校、中学校(10)校、義務教育学校() 中等教育学校()校
 特別支援学校()校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内				(2) 式典会場外		(3) 全体	
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	10校	校	校	10校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	10校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒(在校 生も含む。)が正 面を向いて着席
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

平成30年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

〔墨田区教育委員会〕平成31年3月21日 実施分

- 1 学校数 小学校()校、中学校(1)校、義務教育学校() 中等教育学校()校
 特別支援学校()校
 卒業式実施校数
 小学校()校、中学校(1)校、義務教育学校() 中等教育学校()校
 特別支援学校()校
 3月21日(木)に墨田区立文花中学校夜間学級の入学式を実施しました。

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)~(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず 会場内掲揚	エ 舞台上 使わず 会場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	1校	校	校	校	校	1校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	1校	校	校	1校	校	校	1校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	1校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒(在校 生も含む。)が正 面を向いて着席
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	1校	校	校	校	校	1校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

平成31年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

〔墨田区教育委員会〕平成31年4月8日 実施分

- 1 学校数 小学校(25)校、中学校()校、義務教育学校()校、中等教育学校()校
特別支援学校()校
入学式実施校数
小学校(25)校、中学校()校、義務教育学校()校、中等教育学校()校
特別支援学校()校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内				(2) 式典会場外		(3) 全体	
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	校	校	校	校	25校	校	校
中学校	校	校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等		(6) 式次第	
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	25校	校	校	25校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	校	校
中学校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ハ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正 面に演 台を設 置し実 施	ノ 演台を 設置せ ずに実 施	ヒ 児童・ 生徒(在 校生も 含む。)が 正面を 向いて着 席
小学校	11校	14校	校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

平成31年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

〔墨田区教育委員会〕平成31年4月8日 実施分

- 1 学校数 小学校()校、中学校(10)校、義務教育学校() 中等教育学校()校
 特別支援学校()校
 入学式実施校数
 小学校()校、中学校(10)校、義務教育学校() 中等教育学校()校
 特別支援学校()校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内				(2) 式典会場外		(3) 全体	
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	10校	校	校	10校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	10校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	又 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正 面に演 台を設 置し実 施	ノ 演台を 設置せ ずに実 施	ハ 児童・ 生徒(在 校生も 含む。)が 正面を 向いて 着席
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

平成31年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

〔墨田区教育委員会〕平成31年4月9日 実施分

- 1 学校数 小学校()校、中学校(1)校、義務教育学校() 中等教育学校()校
 特別支援学校()校
 入学式実施校数
 小学校()校、中学校(1)校、義務教育学校() 中等教育学校()校
 特別支援学校()校
 4月9日(火)に墨田区立文花中学校夜間学級の入学式を実施しました。

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内				(2) 式典会場外		(3) 全体	
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	1校	校	校	校	校	1校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

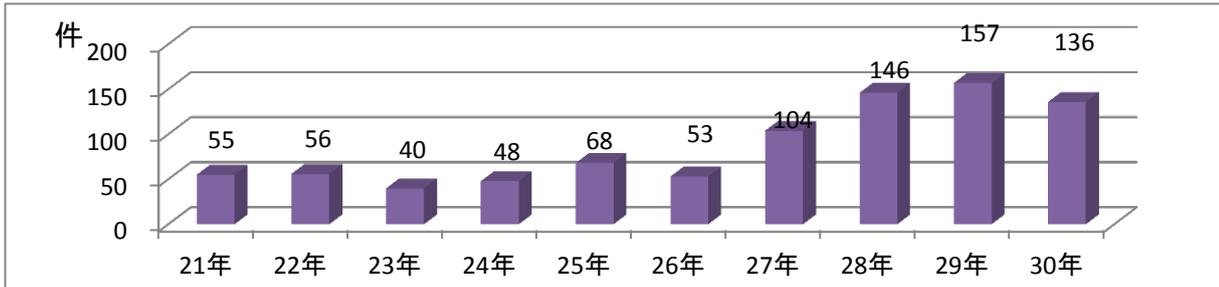
国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	1校	校	校	校	校	1校	1校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	1校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場 で実施			視聴覚室等舞台のない会場 で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	又 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正 面に演 台を設 置し実 施	ノ 演台を 設置せ ずに実 施	ハ 児童・生 徒(在校 生も含む 。)が正 面を向 いて着 席
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	1校	校	校	校	校	1校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

1 一般事故について

(1) 過去10年の事故発生件数



(2) 平成30年度の状況

① 事故発生件数の内訳

区分	時期	管理下	管理外	計
幼稚園	4～8月	2	1	3
	9～3月	5	0	5
	合計	7	1	8
小学校	4～8月	28	0	28
	9～3月	48	3	51
	合計	76	3	79
中学校	4～8月	20	0	20
	9～3月	29	0	29
	合計	49	0	49
計	4～8月	50	1	51
	9～3月	82	3	85
	合計	132	4	136

(3) 平成29年度の状況

① 事故発生件数の内訳

区分	時期	管理下	管理外	計
幼稚園	4～8月	2	0	2
	9～3月	4	1	5
	合計	6	1	7
小学校	4～8月	29	2	31
	9～3月	63	0	63
	合計	92	2	94
中学校	4～8月	16	0	16
	9～3月	38	2	40
	合計	54	2	56
計	4～8月	47	2	49
	9～3月	105	3	108
	合計	152	5	157

② 平成30年度の事故発生場所の内訳

区分	廊下	校庭	階段	教室	プール	体育館	その他	計
幼稚園	1	4	0	2	0	0	1	8
小学校	6	27	5	19	1	8	13	79
中学校	2	16	1	7	0	16	7	49
計	9	47	6	28	1	24	21	136

③ 平成30年度の事故発生時間帯の内訳

区分	始業前	授業中			休み 時間	放課後	部活動	行事等	下校後	計
		実技等	教科	その他						
幼稚園	0	0	0	6	0	1	0	0	1	8
小学校	6	17	11	12	26	3	0	0	4	79
中学校	0	14	1	4	5	0	20	5	0	49
計	6	31	12	22	31	4	20	5	5	136

④ 平成30年度の事故者の学年別内訳

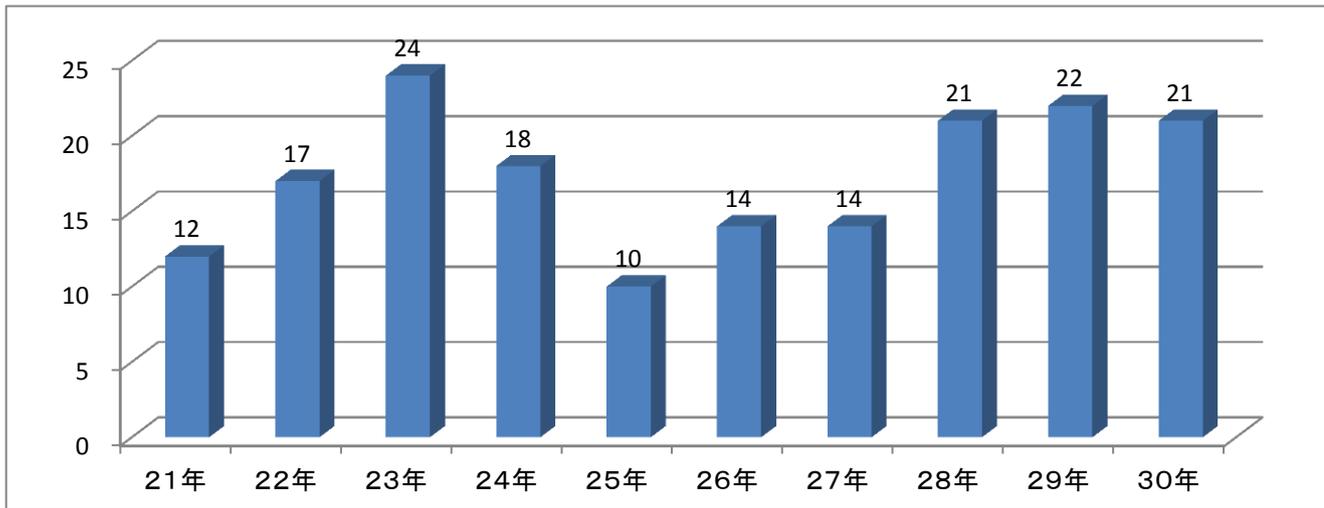
区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	3	1	13	4	13	12	5	8	3	10	7	79
女子	2	2	4	4	10	1	4	8	12	13	4	64
計	5	3	17	8	23	13	9	16	15	23	11	143
	8		86						49			

※複数の幼児・児童・生徒が該当している件もあるため、発生件数と事故者数は異なる。

2 交通事故について

(1) 過去10年の事故発生件数

平成31年3月31日現在



(2) 平成30年度の状況

① 事故発生件数の内訳

区分	時期	管理下	管理外	計
幼稚園	4～8月	0	0	0
	9～3月	0	0	0
	合計	0	0	0
小学校	4～8月	1	3	4
	9～3月	5	5	10
	合計	6	8	14
中学校	4～8月	0	3	3
	9～3月	0	4	4
	合計	0	7	7
計	4～8月	1	6	7
	9～3月	5	9	14
	合計	6	15	21

(3) 平成29年度の状況

① 事故発生件数の内訳

区分	時期	管理下	管理外	計
幼稚園	4～8月	0	0	0
	9～3月	0	1	1
	合計	0	1	1
小学校	4～8月	1	5	6
	9～3月	3	6	9
	合計	4	11	15
中学校	4～8月	0	0	0
	9～3月	2	4	6
	合計	2	4	6
計	4～8月	1	5	6
	9～3月	5	11	16
	合計	6	16	22

② 平成30年度の事故発生場所の内訳

区分	道路	交差点	横歩道	断道	路地	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	7	2	3	0	0	2	14
中学校	4	2	1	0	0	0	7
計	11	4	4	0	0	2	21

③ 平成30年度の事故発生原因の内訳

区分	飛び出し	自転車走行中	遊び中	歩行中	横断中	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	2	2	0	3	7	0	14
中学校	0	6	0	0	1	0	7
計	2	8	0	3	8	0	21

④ 平成30年度の事故者の学年別内訳

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	3	2	1	0	2	1	2	2	1	14
女子	0	0	2	1	1	1	0	0	1	1	0	7
計	0	0	5	3	2	1	2	1	3	3	1	21
	0		14						7			

3 その他の事故

平成31年3月31日現在

(1)平成30年度の「その他の事故」の内訳

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声かけ	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計
									生徒間	対人	対教師	器物	被害		
幼稚園	0	0	0	0	0	1	/	0	/	/	/	/	/	0	1
小学校	1	0	0	0	9	1	56	0	6	0	13	2	0	0	88
中学校	0	0	0	1	2	6	20	0	16	0	2	10	0	3	60
計	1	0	0	1	11	8	76	0	22	0	15	12	0	3	149

(2)平成30年度の「その他の事故」の学年別内訳[上記(1)の内訳]

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声掛け	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計	計
									生徒間	対人	対教師	器物	被害			
年少	0	0	0	0	0	0	/	0	/	/	/	/	/	0	0	1
年長	0	0	0	0	0	1	/	0	/	/	/	/	/	0	1	
小1	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	1	0	0	0	6	78
小2	0	0	0	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	8	
小3	0	0	0	0	3	0	4	0	1	0	0	0	0	0	8	
小4	0	0	0	0	1	1	9	0	1	0	0	0	0	0	12	
小5	1	0	0	0	0	0	20	0	3	0	1	1	0	0	26	
小6	0	0	0	0	2	0	15	0	0	0	0	1	0	0	18	
中1	0	0	0	0	2	0	7	0	7	0	0	0	0	0	16	61
中2	0	0	0	1	0	4	7	0	9	0	1	7	0	1	30	
中3	0	0	0	0	0	2	6	0	4	0	0	1	0	2	15	
計	1	0	0	1	11	8	76	0	27	0	3	10	0	3	140	

※(1)に示した事故の内、1件の事故に複数の関与者がいる場合については、それぞれを1件として数えているため、(2)の合計数は異なる。

P T A 退任役員に対する感謝状の贈呈について

(被贈呈者一覧)

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第 2 条第 3 号、細目基準地域教育支援課 1 8 号に定める贈呈基準に基づき、単位 P T A 本部役員に対し、感謝状を贈呈した。

(贈呈基準)

「 P T A 役員に対する感謝状贈呈基準 (基準) 」

2 (1) 二 単位 P T A の副会長、会計、書記又は庶務として、通算 5 年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	交付者名義
1	こばやし としあき 小林 敏昭	第三吾嬬小学校 副会長	平成 31 年 4 月 24 日	単位 P T A 会長・教育長連名
2	おぐち ゆうこ 尾口 優子	中川小学校 副会長・庶務	平成 31 年 4 月 20 日	単位 P T A 会長・教育長連名
3	ながの あさみ 長野 麻美	寺島中学校 副会長	平成 31 年 4 月 26 日	単位 P T A 会長・教育長連名
4	おおわだ ひろみ 大和田 ひろみ	寺島中学校 会計	平成 31 年 4 月 26 日	単位 P T A 会長・教育長連名
5	うるま みゆき 潤間 美由紀	寺島中学校 副会長・書記・庶務	平成 31 年 4 月 26 日	単位 P T A 会長・教育長連名
	計	5 名		

令和元年5月16日 すみだ教育研究所

墨田区学力向上新3か年計画（第2次）の策定方針について

1 墨田区学力向上新3か年計画について

墨田区学力向上新3か年計画（以下、「現計画」という）は、墨田区の児童・生徒が「確かな学力」を身に付けられるようにするための「教育委員会の方針・取組」を定めるものである。

現計画には、各主体（児童・生徒、家庭、地域、学校、教育委員会）の役割とともに、4つの基本方針、重点的な取組、基本方針に沿った主な施策を示し、今後3年間に達成を目指す目標（短期目標）と今後10年間に達成を目指す目標（長期目標）を掲げている。

現計画の期間は平成30年度までであるが、3年間の成果は「平成31年度墨田区学習状況調査」結果をもって検証するため、令和元年度は現計画を継続し、令和元年度に計画を策定したうえで、令和2年度から新しい計画に基づいて取り組んでいく。

2 墨田区学力向上新3か年計画（第2次）の策定方針

次の(1)～(4)の視点を踏まえて、3か年の方針を定める。

- (1) 「墨田区教育施策大綱」及び「すみだ教育指針」を踏まえて策定する。
- (2) 現計画の基本的な考え方や内容等を継承しつつ、「新学習指導要領の趣旨」、「国及び都の教育施策の動向等」に対応するとともに、国等の先行研究や認知心理学・脳科学等の専門的知見も加味しながら、必要な修正等を行う。
- (3) 区・都・国の学力調査（意識調査を含む）結果等によって明らかになった実態をもとに、これまでの取組を検証して現計画を見直し、「引き続き取り組む課題」、「新たに取り組む課題」を明確にする。
- (4) 本計画の目標を、次のとおり定める。
 - ア 短期目標（令和4年度までに達成を目指す目標）
 - ・ 数値で示すことができるものは、成果目標として明確な目標を設定する。成果目標は、本年度の墨田区学習状況調査結果を受けて、数値の見直しや新たな目標の設定を行う。
(例：区調査における平均正答率及びD・E層の割合)
 - ・ 具体的な取組内容を設定し、実施状況を検証する。
(例：「学習ふりかえり期間」に全教員が学習内容の復習を行うことを示す。)
 - イ 長期目標（令和7年度までに達成を目指す目標）
 - ・ 現計画の目標を引き継ぐ。なお、令和7年度までに長期目標が達成できるよう、短期目標に、長期目標の中途となる目標値を設定する。

3 墨田区学力向上新3か年計画（第2次）の基本方針

現計画の基本方針を整理するとともに新たな視点を取り入れ、次のとおりとする。

なお、基本方針に基づいた具体的な項目については、新たな課題への対応の観点から、必要な修正を行う。

- (1) 学校全体で組織的に学力向上の取組を推進する。
- (2) 児童・生徒が基礎的・基本的な学習内容を確実に定着できるようにする。
- (3) 発展的学習の充実により、児童・生徒の更なる学力向上を図る。**現計画より充実**
- (4) 児童・生徒の学習意欲を高め、進んで学習に取り組む習慣を身に付けさせる。

(参考) 学力向上新3か年計画(平成28年度~平成30年度)の基本方針

- (1) 児童・生徒の学習意欲を高め、自主的・主体的に学習に取り組む習慣を身に付けさせる。
- (2) 学習内容の定着に課題のある児童・生徒をフォローし、知識の定着を図る。
- (3) 基礎・基本を中心にした確かな学力を身に付けさせるため、教員の授業力向上に取り組む。
- (4) 発展的学習の機会を提供するための工夫に取り組む。

4 策定の体制

「墨田区学力向上新3か年計画(第2次)検討委員会」(以下、「検討委員会」という)を設置し、計画の検討を行う。検討委員会の構成員は次のとおりとするが、必要に応じて下記以外の者も参加することがある。

- ・学識経験者(1名)
- ・小学校校長(2名) 校長会代表、学力向上推進担当校長
- ・中学校校長(2名) 校長会代表、学力向上推進担当校長
- ・幼稚園長(1名) 学力向上推進担当園長
- ・教育委員会事務局(3名) 指導室長、すみだ教育研究所長、指導室統括指導主事
事務局(すみだ教育研究所統括指導主事、指導員2名)

5 策定のスケジュール(予定)

月	日	曜	内 容	その他関係事項
4	23	火		区調査実施
5	16	木	教育委員会において新計画の策定方針説明	
5	24	金	第1回「学力向上3か年計画検討委員会」 ・策定方針について ・基本方針について ・今後のスケジュール	
7	16	火	第2回「学力向上3か年計画検討委員会」 ・基本方針及び具体的な事業について ・成果目標、実績目標について	
9	5	木		教育委員会において区調査分析結果を報告
9	中旬			9月議会において区調査分析結果を報告
9	20	金	第3回「学力向上3か年計画検討委員会」 ・新計画(案)の検討 ・今後のスケジュール	
11	7	木	教育委員会において新計画の決定	
12			12月議会(地域子ども文教委員会)において新計画の報告	
12	中旬		学校への周知	
1	14	火		教育課程届出説明会